平成２４年（フ）第２１０号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1176番地
債務者　新城　　充
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２１５号
沖縄県中頭郡読谷村字都屋167番地　よみたん救護園
債務者　平良　文子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０６９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷726番地コーポ立堀１号
債務者　長尾　光雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８３号
北海道帯広市西18条北１丁目22番地12
債務者　吉岡　　仁
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
北海道帯広市西１条南25丁目２番地５
債務者　大浦　　樹
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
釧路市松浦町13番11号　ディアレスト105号
債務者　濱頭　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２３１号
釧路市松浦町13番11号　ディアレスト105号
債務者　濱頭　直子（旧姓田井）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７２号
東京都多摩市諏訪１丁目53番地の１ニューパレス302
債務者　笠原　栄子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４０号
鹿児島県南さつま市加世田村原２丁目３番地13
破産者　林　　修治
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２１１２号
埼玉県上尾市大字原市1315番地
破産者　有限会社八洲化学工業
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６８号
さいたま市浦和区東高砂町４番14号ＴＡＫＥビル101号室
破産者　有限会社プランドゥーシー
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９０号
埼玉県蕨市北町５丁目６番25号
破産者　齋藤　庄江
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
千葉県茂原市本納1747番地
破産者　田中　惠子
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2253番地１リゾートハピネスＣ棟101号室
破産者　小宮山直子
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３１１号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷140番地
破産者　有限会社東部工業
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１６１号
北海道千歳市富丘１丁目４番18－６号
破産者　細井　孝正
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０号
山形市七日町４丁目15番38号
破産者　有限会社花鳳
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
川崎市川崎区本町２丁目10番地15トップ川崎第５ビル906号室
破産者　株式会社大和設計
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係